

企業協賛規約 - Sub Sponsorship Terms -

規約の定義

本規約は、一般社団法人日本風力発電協会（以下、「JWPA」と言います。）及び Global Wind Energy Council（以下、「GWEC」と言います。）が、2026年10月13-15日に長崎市で主催する「Global Offshore Wind Summit-Japan 2026」（以下、「本イベント」と言います。）における企業協賛（Sub-Sponsorship）の種類・内容・募集期間・支払条件および利用規約を定めたものです。本イベントの企業協賛（Sub-Sponsorship）に申込みを行う者（以下、「申請者」と言います。）は、本規約に合意の上、JWPAならびにGWEC（以下、両者を併せて「主催者」と言います。）に協賛申込みを行ったものと見做します。企業協賛申込みに対して主催者の承諾を受けた申請者を、本イベントの「サブスポンサー（ブランディングスポンサー）」と呼びます。

サブスポンサー種類・内容

サブスポンサー（ブランディングスポンサー）の種類および内容は、以下のとおりです。

1. Lanyard Sponsor

- Lanyard Sponsor は、カンファレンス参加証ホルダー（Lanyard）のスポンサーです。
Lanyard Sponsor 価格は 1,100,000 円（消費税込）です。本権利は独占的で、申込は先着順になります。
- Lanyard Sponsor には、次の特典が与えられます。
 - ・ Lanyard にスポンサー名またはロゴを表示（GOWS 公式ロゴも表示）
 - ・ カンファレンスパス（スポンサーチケット）無料提供（1名分）

2. Delegate Bag Sponsor

- Delegate Bag Sponsor は、カンファレンス参加者に配布する Delegate Bag（エコバッグ）のスポンサーです。Delegate Bag Sponsor 価格は、825,000 円（消費税込）です。本権利は独占的で、申込は先着順となります。
- Delegate Bag Sponsor には、次の特典が与えられます。
 - ・ Delegate Bag にスポンサー名またはロゴを表示（GOWS 公式ロゴも表示）
 - ・ カンファレンスパス（スポンサーチケット）無料提供（1名分）

3. Coffee Sponsor

- 会場でイベント期間中にカンファレンス参加者向けに提供されるコーヒーサービスのスポンサーです。Coffee Sponsor 価格は、825,000 円（消費税込）です。本権利は独占的で、申込は先着順となります。
- Coffee Sponsor には、次の特典が与えられます。
 - ・ Coffee スタンド付近にロールアップバナーを掲示（バナー製作無料）
 - ・ 紙コップへのスポンサーロゴ印刷
 - ・ カンファレンスパス（A チケット）無料提供（1名分）

4. Regional Forum & Networking Sponsorship

- 10月14日に開催される東アジアと欧州を対象とする「International Regional Forum & Networking」において提供される飲食の協賛を行うスポンサーを募集します。価格は、330,000 円（消費税込み）で募集数制限はありません。
- ・ Networking 時にスポンサーとして社名・団体名を参加者に紹介される。また、前半の Forum においてセッションでのプレゼン枠（15分）の権利が付与されます。

募集期間

本サブスポンサーの募集期間は、2026年4月1日より2025年5月29日までを第一次、その後、2026年7月31日までを第二次募集期間とします。但し、サブスポンサーは種類ごとに独占的となるため、先着でサブスポンサーが確定次第、当該種類のサブスポンサー募集を終了します。サブスポンサーへの申請者は、別に用意された「企業協賛申込書（Sub-Sponsorship）」に必要事項を記載の上、前記募集期間内に電子メールにて主催者宛て申込みを行う必要があります。なお、スポンサーとの契約締結、スポンサーフィーの請求ならびに受領、その他スポンサーとの一切の事務手続きについて、その権利及び義務を GWEC の委任を受けて JWPA が担うものとします。

サブスポンサー契約・支払に関する事項

1. JWPA は「企業協賛申込書（Sub-Sponsorship）」を承諾しない場合を除き、申込書受領後、原則として7日以内に、下記「サブスポンサーシップ利用規約」の適合を前提として「Sponsorship 契約証明書」および申請された種類に応じた金額の請

求書を申請者に発行します。当該認定書の発行をもって、申請者と主催者間に本規約に基づくサブスポンサー契約が締結されたものと見做します。

2. 申請者は、請求書受領後 60 日以内に記載金額の全額を JWPA に支払うものとします。
3. 主催者の書面による同意がない限り、スポンサー承認を得た申請者は本サブスポンサー契約を解約することはできません。
4. 前項に規定された同意に基づく解約の場合、解約の結果発生する主催者の損失を補填するため、次の通り JWPA に解約料を支払うものとします。
 - (i) イベント開始日の 1 か月前までに解約が行われた場合は契約金額合計の 80%、又は
 - (ii) イベント開始日の 1 ヶ月前以内の解約の場合は契約金額合計の 100%
5. 主催者がすべてのイベントを中止した場合、契約金額合計（100%）が申請者に返金されます。この場合、主催者は、当該イベントの中止により発生するいかなる損害についても申請者及びスポンサーに対して賠償する責任を負いません。

サブスポンサーシップ利用規約

1. 本イベントにおけるディナーレセプション、運営グッズあるいは来場者へのサービスの提供において JWPA ならびに GWEC（「主催者」）の活動を財政的に支援する個人又は組織を、サブスポンサーといいます。主催者及びサブスポンサーは、以下、個別に「当事者」と称します。
 - 1.1 主催者は、申請の受付から原則として 7 日以内に、サブスポンサー契約を受諾するか否かを決定します。主催者は当該決定について申請者に理由を説明する義務を負いません。
 - 1.2 サブスポンサーシップは、サブスポンサー及び主催者間のサブスポンサー契約の締結日から成立します。本利用規約はサブスポンサー契約の一部をなします。
 - 1.3 サブスポンサー価格（サブスポンサー料）には消費税を含みますが、その他主催者の管理下でない費用は含まれません。主催者の書面による同意なしにサブスポンサー価格を変更することはできないものとします。
 - 1.4 主催者がサブスポンサーシップの権利を提供できない場合、主催者は、可能な限り速やかにその旨をサブスポンサーに対して通知します。主催者は 1.12.3 に規定する場合を除き、サブスポンサーに対していかなる責任も負うことなく、同じイベントに関して、当該サブスポンサーシップの権利と同等の価値を有する代替特典を提供することができるものとします。
 - 1.5 サブスポンサーは、イベントへの参加に関連して発生したすべての費用（旅費、臨時スタッフの費用及びイベントで使用するスタンドに関連する費用を含むが、これらに限定されない）について単独で責任を負うことに同意します。
 - 1.6 サブスポンサーは、イベント及びそのプロモーションに関連し、主催者又は主催者の代理人による合理的な指示・注意（イベントが開催される会場の使用に関して出された使用上の注意を含むがこれらに限定されない）に速やかに従うものとします。当該指示・注意に速やかに従わなかったことにより、サブスポンサーシップの権利の提供に不履行又は遅延が生じた場合、主催者は、当該不履行又は遅延に対して責任を負わないものとします。
 - 1.7 サブスポンサーは、あらゆるサブスポンサーの素材について、以下を誓約します。
 - 1.7.1 イベントの宣伝に関連し、施行されているすべての関連法規等を順守すること。
 - 1.7.2 主催者によって、又はそれらを代理して発行された指示又は注意を遵守すること。
 - 1.7.3 適用される法律に違反していないこと、第三者の権利を侵害していないこと及び事実に不正確な点がないこと。
 - 1.7.4 主催者が随時必要とする法的又は適切な慣行に関する通知を行うこと。
 - 1.8 サブスポンサー及び主催者は、以下の行為を行わないようあらゆる合理的な努力をし、また、その従業員、代理人もしくは請負業者が以下の行為を行わないようにせしめるものとします。
 - 1.8.1 イベント又は他の当事者の評判を落とすこと。
 - 1.8.2 イベント又は他の当事者を中傷すること。
 - 1.8.3 イベントの信用を毀損すること。
 - 1.8.4 イベント又は他の当事者のイメージもしくは評判を害すること。
 - 1.9 サブスポンサーは、主催者の書面による事前の許可を得ることなく、イベントに関連して第三者との共同プロモーションを行わないものとします。
 - 1.10 サブスポンサーは、情報保護、イベント及びプロモーションに関連するすべての法規を遵守することを保証し、サブスポンサーの当該保証内容の違反により発生する全ての費用、請求、損害又は経費について主催者に対して補償し、（サブスポンサーの負担で）主催者を弁護するものとします。サブスポンサーの従業員又は代理人がサブスポンサー契約及び関連する法規に基づく義務を怠ったことにより主催者が負担する当該費用、請求、損害又は経費についても本項第一文を適用します。
 - 1.11 支払
 - 1.11.1 サブスポンサー料は主催者より発行される請求書の受領後 60 日以内に支払うものとします。いかなる理由があっても、本イベント開催日より後に支払うことは認められません。
 - 1.11.2 請求書期限までにその全額が支払われない場合、主催者は事前の通知なしに未払の請求に対して 10,000 円の管理手数料及び未払額に対して 1 か月あたり 1% の利息を課すことができます。利息又は管理手数料を徴収するか否かにかかわらず、主催者は、未払金額を回収するための代替手段を取ることができます。利息と管理手数料に関して発生する費用は、サブスポンサーが負担するものとします。
 - 1.12 期間と解除
 - 1.12.1 当事者は、他方当事者が次に該当する場合、当該他方当事者に書面で通知することにより、サブスポンサー契約を直ちに解除することができます。

- 1.12.1.1 サブスポンサー契約に基づく義務について重大な違反（サブスポンサー契約に基づく支払義務の不履行を含む）があった場合で、書面による要求から 15 日以内にそのような違反を是正可能な状態にあるにもかかわらず、是正しなかったとき。
- 1.12.1.2 解散した場合、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続その他これらに類する倒産手続（日本国外における同様の手続を含む）が開始された場合、又は期日が到来した債務の返済ができないことで事業の継続が停止もしくはその虞が生じる場合。
- 1.12.2 サブスポンサー契約の解除は、理由の如何を問わず、既に発生した各当事者の権利又は義務に影響を与えることなく、当事者の損害賠償請求権の行使を制限するものではありません。
- 1.12.3 第 1.12 条に基づき主催者がサブスポンサー契約を解除した場合、主催者に支払うべきすべての未払金額は、控除又は相殺されることなく支払期限が到来することとなります。サブスポンサーにサブスポンサーシップの権利を付与する前にサブスポンサー契約が解除された場合、主催者は、（誠実に計算された）合理的な割合のサブスポンサー料をサブスポンサーに返還するものとします。
- 1.12.4 サブスポンサー契約が満了した場合又は解除なされた場合の取扱いとして、当事者は以下につき合意します。
- 1.12.4.1 サブスポンサーシップの権利を提供する主催者の義務は消滅します。
- 1.12.4.2 サブスポンサー契約に基づき付与されたライセンス（許諾）は直ちに消滅します。
- 1.12.4.3 サブスポンサーは、サブスポンサーシップに関する素材を破棄し、保有しているその他の素材におけるイベントブランド（商標）を削除するものとします。
- 1.13 責任**—サブスポンサーは、サブスポンサー自身及びその従業員又は下請け業者による過失又はサブスポンサー契約の違反に起因するあらゆる損失及び損害について主催者に対して補償し、主催者に損害を与えないものとします。
- 1.14 不可抗力**—サブスポンサー契約に基づく履行の遅延又は不履行が、地震、台風、火災、洪水、ストライキ、労働争議、戦争、封鎖、暴動、テロ行為又はその脅威、輸送手段の利用不能等、当事者の合理的な制御を超えた原因（「不可抗力」）によるものである場合、いずれの当事者も責任を負わないものとします。ただし、遅延又は不履行が、第三者又は当事者の下請業者もしくは供給業者による場合は、それが不可抗力によって引き起こされたものでない限り、その当事者の遅延又は不履行に対する責任を免除しないものとします。
- 1.15 秘密保持**—サブスポンサーは、本契約の存在及び内容、本契約締結の過程で相手方から開示された情報で秘密情報として指定されたものを秘密情報として取り扱い、サブスポンサーの役員及び従業員、アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士等の外部専門家並びに下請け業者を除く第三者に対して開示しないものとし、下請け業者にも同じ義務を課すものとします。ただし、以下の場合はこの限りではなく、（法律で許容される範囲内で）事前に主催者に通知し、主催者と開示範囲について合意した場合、機密情報を開示することができます。
- 1.15.1 秘密情報を開示した主催者の書面による承諾がある場合。
- 1.15.2 当該秘密情報が開示時に既に公知となっていた場合、又は開示後に秘密情報を受領したサブスポンサーの責めによらず公知となった場合。
- 1.15.3 秘密情報の開示を受けた時に、当該情報を既に保有していた場合。
- 1.15.4 秘密情報を利用することなしに独自に情報を開発した場合。
- 1.15.5 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず合法的に情報を入手した場合。
- 1.15.6 適用法令又は裁判所、規制当局、税務署その他の行政機関等の要請、又は金融商品取引所の規則に基づいて提出、届出又は報告等をする際に必要な範囲で開示する場合。
- 1.16 知的財産権 (IPR)**—両当事者は以下について合意します。
- 1.16.1 サブスポンサーのブランドに関するすべての知的財産権は、のれんとともにサブスポンサーが単独かつ独占的に所有するものとし、主催者は、開発又はバリエーションを含め、サブスポンサーブランドの知的財産権に関しいかなる権利も取得しないものとします。
- 1.16.2 イベントブランドのすべての知的財産権は、のれんとともに主催者が単独かつ独占的に所有するものとし、サブスポンサーは、開発又はバリエーションを含め、イベントブランドの知的財産権に関しいかなる権利も取得しないものとします。
- 1.16.3 イベントに関連する又はイベントに関連して発生するすべての知的財産権（イベントブランドで発生する権利を含むがこれらに限定されない）は、主催者が所有するものとします。
- 1.16.4 当事者は、他方当事者がサブスポンサー契約に基づき自社の保有する知的財産権を利用したことに起因して第三者の知的財産権を侵害した場合に発生する、すべての請求、損害、損失、費用（すべての合理的な弁護士費用を含む）、要求又は責任について他方当事者を補償するものとします。
- 1.16.5 いずれの当事者も、他の当事者のブランドの識別性又は評判を損なう行為、他方当事者のブランド登録に影響を与える行為又はそれらの可能性があるような行為を故意に行い、又はそのような行為が行われることを許可しないものとします。
- 1.16.6 サブスポンサーは、当事者間に提携又は取引協定（本イベントのサブスポンサーシップを除く）が締結されていることを示唆する方法又は主催者が、サブスポンサーの事業、商標もしくは形態を支持していることを示唆する方法で、イベントブランドを使用しないことに同意します。
- 1.16.7 サブスポンサー契約期間中に、いずれかの当事者が、他方当事者の所有する知的財産権について不正使用や無断使用がなされていること又はそのおそれがあることに気付いた場合、速やかに他方当事者に対し書面で通知するものとします。知的財産権の所有者でない当事者は、知的財産を所有している当事者の合理的な要求に基づき当該知的財産を所有している当事者の費用において、知的財産権に関して提起される訴訟、請求もしくは手続又はそのおそれに対し、合理的な範囲のあらゆる協力（文書の提供又は完成を含むがこれらに限定されない）を行います。ただし、それ以上の措置を講じる義務はありません。

1.17 **権利譲渡** – サブスポンサーは、主催者の事前の書面による同意なしに、サブスポンサー契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡又は譲渡してはなりません。

2. 一般条項

- 2.1 本利用規約と、パンフレット、ウェブサイト、通知その他の関連資料に記載されている規約等が矛盾する場合には、本利用規約が優先するものとします。
- 2.2 サブスポンサー契約及び本利用規約は日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されます。 サブスポンサー契約及び本利用規約に関するすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 2.3 **分離条項** – サブスポンサー契約の一部条項が違法、無効又は執行不能となった場合においても、その他の条項の合法性、有効性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれることはなく、また影響を受けないものとします。
- 2.4 **データ保護** – サブスポンサー契約を完全かつ誠実に履行するため、両当事者は、特定のデータをサブスポンサーの独占的サプライヤーに共有する必要があることを理解しています。このデータは、以下の非網羅的なリストに示されているように、この契約の遂行のためにのみ使用されます。展示会カタログへの掲載、貨物輸送、スタンドの組み立て/解体、物流目的での会場への直接リンク、登録、セキュリティ、安全衛生。個人情報、適用ある関連法令に従ってのみ使用され、サブスポンサーの書面による事前の同意がない限り、第三者に開示されることはありません（サブスポンサー契約の締結に必要なものを除く）。

—以下、余白—